

BCP 簡易様式等の活用や県外受援を考慮した「水道 BCP」の策定

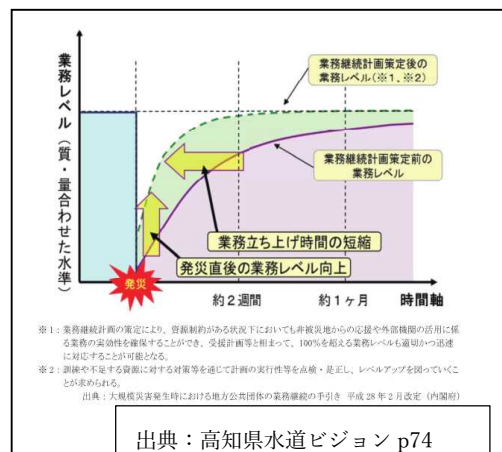
内閣府が令和元年6月に公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定（施設等の被害）」において、**本県の上水道の断水率は、被災直後が99%、被災1カ月後の断水率53%※**と大変厳しい結果が示されています。**全国でダントツのワースト1**です。

では、BCPとは、そもそも何か。

BCPとは、**事業継続を追求する計画**です。

そのため、**事業継続計画**とも呼ばれています。

国の新水道ビジョン p28 において、重点的な実現方策として、「**事前の応急対策として事業継続計画（BCP）の策定推進を。複数の水道事業者による事前からの訓練等、連携を強化し、応急対策の実行性を。**」と位置付けられています。



水道 BCP の策定意義について、「それは知っている！ どうせ甚大な被害結果が出てしまう、職員はいない、対策費用もない、何もできない。作る意味はない。」と思われた方はいませんか。

そんなことはありません！！**最初から完璧な対応ができる計画を作る必要はありません。**まずは、頭を柔らかく、他人事のように将来を悪い方向に、想像するゲーム程度に考えてはどうでしょうか。そのゲームで出たイメージを隣の席の職員と話してみる。少しイメージを書き出してみる。すると、もう頭の中で、「あーしょう、こーしょう、でもダメだ、やっぱり全然ダメだ。無理！！」それが当初計画になるのが普通だと思います。

この当初計画が大事です。これをベースに少しずつ、サービスレベルと対応時間を早く高めていくわけです。その活動が重要です。活動内容としては、**訓練が有効**です。**情報伝達訓練、断水訓練、水運搬訓練、バルブ・制水弁等の点検・調査**など様々なやり方があります。訓練により、資機材等の不足が判明した場合は、事前対策として、資機材整備の位置付けが必要となります。

事業体の中だけで対応できない場合は、他部署と連携する手段、近隣の事業体と連携する手段、民間と連携する手段、地域と連携する手段、予め需要者にお断りしておく（需要者に対応を考慮してもらう）手段など様々なやり方があります。

対象事業について、まずは地震か集中豪雨などを想定するのが一般的かと思いますが、事象により対策が異なることから、**あらゆる事象に対して、想定を行う**必要があります。新型コロナのような感染症もその一つで、国からは、『水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改訂版）』に準じた対策をとることが有効」とのことです。

ただ、そうは言っても一つ一つしかできないのが現実です。**まずは、一つ的事象だけでもやってみませんか？**

【根拠文献】内閣府防災情報のページ、新型コロナウイルス感染症に対する対応について（事務連絡）